

業務指示書

パキスタン国カシム港石炭荷揚げターミナル・鉄道本線間接続に係る計画策定支援 【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年10月28日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年11月2日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

()認めません。

()認めます

(○)認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()前者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

()全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○)以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：鉄道計画に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、 20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/鉄道計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：鉄道計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 石炭荷役設備計画・設計】

- 1) 類似業務の経験：石炭荷役設備計画・設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 鉄道信号・通信/配電計画】

- 1) 類似業務の経験：鉄道信号・通信/配電計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

- 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物
 - (1) 期限：2015年11月6日 12時
 - (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
 - (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(O) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

・建設候補地の地形測量

・建設候補地の地質・土質調査（ボーリング）

・環境社会配慮計画策定の実施補助

（再委託を行わない場合、上記業務に係る直接人件費、その他原価、一般管理費等を除く直接経費を別見積としてください。）

・シンド州内で活動する際の安全対策措置

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d'Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PKR1 = 1.157 円 , US\$1 = 119.77 円 , EUR1 = 134.67 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法 :

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、
上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、
プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の
アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定され
た実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件
の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、
当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、
業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/鉄道計画

石炭荷役設備計画・設計
鉄道信号・通信/配電計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.14 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年11月24日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

**パキスタン国カシム港石炭荷揚げターミナル・鉄道本線間接続に係る計画策定支援【
有償勘定技術支援】**

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/鉄道計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 石炭荷役設備計画・設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 鉄道信号・通信/配電計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

パキスタンでは人口増加等に伴って電力需要が年々増加しており、供給が需要に追いついていない。電力需給ギャップは夏場ピーク時で最大約 6,000MW となっており、需要の 3 分の 1 以上が不足している状態である。このため、1 日平均 10 時間程度の計画停電を余儀なくされており、社会・経済活動に多大な影響を及ぼしている。高コストの石油火力に依存（総発電量の 34.2%）しているため、燃料輸入により国際収支が悪化するとともに、高い発電コストを補助金でカバーしていることにより財政赤字が拡大している。更には料金の未回収や補助金支給の遅れにより、発電会社が十分な燃料を購入することが出来ず、発電に支障を来す事態が生じている。

上記課題を踏まえ、パキスタン政府は電力セクターの政策である「National Power Policy 2013」において、低コストのエネルギー源を中心とするエナジーミックスを目指すことを打ち出し、短・中期には低コストのエネルギー源として石炭の活用を掲げている。

かかる状況を鑑み、機構では高効率石炭火力発電所建設を支援すべく「ラクラ石炭火力発電所建設事業協力準備調査」（2013 年 9 月～2015 年 12 月を予定）を実施中である。ラクラ石炭火力発電所建設事業は、パキスタンにおける電力需給ギャップを緩和し、電力の安定供給を図るため、indh 州ラクラに定格出力 600MW (Net) の超々臨界圧石炭火力発電所を建設するものである。同事業は、輸入炭の使用をベースとし、パキスタン国内の運搬方法は鉄道を想定している。

しかし、輸入炭の荷揚げを想定しているカシム港エリアの石炭荷揚げターミナルから既存鉄道本線までの数 km 程度の区間について輸送手段が確立されていない。同区間の輸送手段なしには、ラクラ石炭火力発電所へ燃料供給が行えないため、ラクラ発電所が完工したとしても発電することが出来ず、開発目的（パキスタンの喫緊の課題である電力需給ギャップの解消）を達成することが出来ない。

ラクラ石炭火力発電所建設事業の他に、カシム港エリアの石炭荷揚げターミナルの利用を想定している石炭火力発電所建設計画は確認出来ている限り少なくとも 2 件存在する。同 2 件の関係者であるパキスタン側等により石炭荷揚げターミナルから鉄道本線までの接続区間に係る調査が実施されたものの、現在パキスタン国内で計画されている石炭火力発電所の最新の情報に基づいているわけではなく、また、石炭荷揚げターミナルの開発計画の現時点の進捗状況等が反映されているわけではないため、同調査をレビューする必要がある。

パキスタンでは大規模な輸入炭の荷揚げ及び鉄道本線への積込に係る経験がないことに加え、輸入炭ベースの石炭火力発電所が今後更に整備されることが想定される状況下、新たな石炭荷揚げターミナルを計画し、輸入炭を鉄道本線へ運ぶための輸送手段確保が今後追加的に必要となった際には、パキスタン側が自力でより適切な事業計画が策定出来るよう、本支援による技術移転を行う必要がある。

これらの背景の下、有償資金協力が想定されるラクラ石炭火力発電所建設事業の円滑な実施及び事業効果最大化のため、また将来においてパキスタン側が自力で適切な事業計画が策定できるよう技術協力を実施する必要がある。本業務の実施に先立ち、機構は 2015 年 9 月 4 日に本業務のカウンターパート（以下、C/P という。）である港湾・船舶省（Ministry of Ports and Shipping: MoPS）と本業務の枠組みにつき合意し、結果を協議議事録（Record Note of Meetings）に取りまとめ、署名交換を行つ

た。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの概要 1 (ラクラ石炭火力発電所建設事業)

- 1) プロジェクト名：ラクラ石炭火力発電所建設事業
- 2) 上位目標：経済活性化及び気候変動の緩和が図られる
- 3) プロジェクト目標：電力の安定供給が図られる
- 4) 対象地域：シンド州ラクラ
- 5) 関係省庁等：GENCO Holding Company Limited (発電公社)
- 6) プロジェクト概要：電力の需給ギャップを緩和し、電力の安定供給を図るため、シンド州ラクラに定格出力 600MW 1 基の石炭火力発電所を建設するもの

(2) プロジェクトの概要 2 (本業務)

- 1) プロジェクト名：カシム港石炭荷揚げターミナル・越道本線間接続に係る計画策定支援【有償勘定技術支援】
- 2) 上位目標：経済活性化及び気候変動の緩和が図られる
- 3) プロジェクトの目標：ラクラ石炭火力発電所建設事業及びその他の石炭火力発電所に輸入炭が運搬され発電所が稼働することで、電力の安定供給が図られる
- 4) 対象地域：シンド州カラチ市のカシム港エリア
- 5) 関係省庁等：本業務の C/P は MoPS とする。その他の関連機関としては、水利電力省 (Ministry of Water and Power)、鉄道省 (Ministry of Railways)、発電公社 (GENCO Holding Company Limited)、カシム港湾庁 (Port Qasim Authority)、パキスタン国鉄 (Pakistan Railways) 等の関係機関に加え、カシム港エリアで石炭荷揚げターミナルを建設・計画している民間企業 (Pakistan International Bulk Terminal 及び Fauji Oil Terminal and Distribution Company 等) を想定している。
- 6) プロジェクト概要：カシム港における石炭荷揚げターミナルと鉄道本線区間の輸送手段に係る既存調査がレビューされ、より適切な計画が港湾・船舶省により作成される。

3. 業務の目的

石炭荷揚げターミナルから鉄道本線までの区間の接続に係る既存調査をレビューした上で、適切な計画策定に必要な技術支援を実施機関に対し行い、ラクラ石炭火力発電所建設事業の円滑な実施及び事業効果最大化を図り、また将来においてパキスタン側が自力で適切な事業計画が策定できるよう技術協力を行うものである

4. 業務の範囲

コンサルタントは、2015 年 9 月に署名した協議議事録に基づき、「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

5. 業務実施上の留意事項

(1) 本業務の位置づけ

本業務は、円借款案件の形成に向けて協力準備調査を実施中の「ラクラ石炭火力発電所建設事業」の開発効果発現のために不可欠であるカシム港石炭荷揚げターミナル・鉄道本線間の接続に係る計画が適切に作成され、また将来においてパキスタン側が自力で適切な事業計画が策定できるようになることを目的に、必要な技術移転及び支援を行うものである。

(2) 業務内容に係る留意点

- 1) 本業務においては、荷揚げターミナル側の鉄道結節点を検討するべく、カシム港やその周辺における既存の荷揚げターミナル及び既存計画（建設中含む）についてレビューのみを行うものとし、新たな石炭荷揚げターミナル計画の提案・助言は必要ない。
- 2) 「6. 業務の内容」(2) 1) (ア) に示す石炭火力発電に必要な全輸入石炭量を 1 か所の石炭ターミナルで取り扱うものとする。
- 3) 但し、カシム港内及びその周辺の石炭火力発電所の輸入石炭需要の影響は考慮しないものとする。これらの石炭火力発電所は荷卸しのための荷役ターミナルが必要ではあるが、今回検討の石炭連絡設備を使用しないと想定する。

(3) 関係機関との密なコミュニケーション

技術移転が適切になされるため、本業務期間中においては「4. 主な相手国業務対象機関」とは業務進捗に関し密に情報共有し、また、計画策定プロセス及び内容についてプレゼンテーションを実施するものとする。また、本業務において実施するカシム港石炭荷揚げターミナル、輸送手段、鉄道本線との接続地点の特定及び接続区間建設の実施機関の決定について、円滑になされるよう関係機関と十分対話し、サポートするものとする。特に、カシム港エリアを管轄するカシム港湾庁とは密にコミュニケーションを行うものとする。また、輸入炭使用を前提とするジャムショロ石炭火力発電所建設事業（実施機関は GENCO）に融資を行っている ADB やイスラム開発銀行 (IsDB) も、輸入炭運搬に不可欠な石炭荷揚げターミナル～鉄道本線区間の輸送手段確保が早期に実現されることを望んでおり、本業務への関心が高いことから、必要に応じ情報共有を行うものとする。

(4) 本業務にて作成される報告書の位置付け

本業務にて作成される報告書が、パキスタン側による石炭荷揚げターミナルから鉄道本線区間の接続に係る計画策定において活用されること、また同報告書作成プロセス及び内容を十分に関係機関に周知することで、技術移転が図られることを想定している。

(5) 業務実施スケジュール

カシム港石炭荷揚げターミナル～鉄道本線間接続区間の輸送手段確保は、ラクラ石炭火力発電所のみならず、その他に建設中・計画中の輸入炭ベースの石炭火力発電所事業にも多大な影響を与えるため、本業務の公示に先立って機構がパキスタン側関係各機関との間で

確認した業務実施予定期間内（2015年11月業務開始、2016年6月業務終了）に本業務を完了させる必要がある。

6. 業務の内容

上記「5. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。但し、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案すること。

(1) 業務工程

本業務は、次の工程による実施を想定している。

- 1) 第一段階：既存の調査をレビューした上で、Pakistan International Bulk Terminal (PIBT)、Fauji Oil Terminal & Distribution Co. Ltd (FOTCO)、カシム港内の他ターミナルおよびカシム港内の将来計画の石炭荷揚げターミナルの中から、適切な石炭荷揚げターミナル選定に必要な助言を行う。
- 2) 第二段階：第一段階で選定された石炭荷揚げターミナルから輸入石炭を運搬するための輸送手段について、パキスタン側が決定するために必要な助言を行う。
- 3) 最終段階：選定された石炭荷揚げターミナル及び輸送手段に関して、パキスタン側が労働資源および関連施設を含む実施・運営・維持管理計画を構築するに必要な情報提供及び助言を行う。

(2) 作業内容

1) 第一段階

- (ア) パキスタン国における石炭火力発電プロジェクト向け輸入石炭の需要量の確認
- (イ) 石炭火力発電プロジェクトの概要およびその実現可能性と商業運転開始時期のレビュー
- (ウ) 石炭火力の取り扱い設備について既存施設のレビューとカシム港内の PIBT、FOTCO、Iron Ore & Coal Berth、Marginal Wharves、その他の石炭荷揚げターミナル計画のレビュー（取扱/貯蔵容量、実施スケジュール、商業運転開始時期、荷揚げ設備のレビュー含む）
- (エ) 各ターミナルから鉄道へ運搬される輸入石炭量の確認
- (オ) カシム港もしくはその周辺の石炭運搬関連設備の改良/建設計画に関する既存計画のレビュー
- (カ) 上記（ア）から（オ）までの業務をもとに、パキスタン側が石炭荷揚げターミナルを選定するために必要な助言を行い、結論を得る

2) 第二段階

- (ア) 選定された石炭荷揚げターミナルおよびパキスタン鉄道との接続場所までの測量調査の実施に係るパキスタン側に対する助言・指導
- (イ) 選定された石炭荷揚げターミナルからパキスタン鉄道への連絡手段について、経済面・財務面・技術面・環境面・社会面などの観点から複数の輸送手段（鉄道引込線、ベルトコンベア、トラック）及び接続先である石炭ターミナル駅の比較検討に必要

なパキスタン側に対する助言・指導

輸送手段	石炭ターミナル駅 (輸送手段と鉄道本線/引込線との接続場所)
鉄道引込線	<ul style="list-style-type: none"> - Jumma Goth - Bin Qasim 駅 - Port Qasim 駅 - Pipri ヤード - Bin Qasim と Port Qasim 間の新鉄道ヤード
ベルトコンベア	<ul style="list-style-type: none"> - Jumma Goth - Bin Qasim 駅 - Port Qasim 駅 - Pipri ヤード - Bin Qasim と Port Qasim 間の新鉄道ヤード
トラック	<ul style="list-style-type: none"> - Jumma Goth - Bin Qasim 駅 - Port Qasim 駅 - Pipri ヤード - Bin Qasim と Port Qasim 間の新鉄道ヤード

(ウ) 環境・社会面の一部として、上記(イ)で比較された石炭ターミナル駅での輸入炭積込必要設備に関する土地収用性とその規模、及び各輸送手段における石炭ターミナル駅と接続設備建設に関する承認取得の必要性とその難易度の確認

(エ) 各輸送手段と各石炭ターミナル駅の比較検討時に、接続事業の実施スケジュールを考慮する（各石炭火力発電所の運開までに、同接続事業が完了している事が望ましいため）

(オ) 上記(ア)から(エ)までの比較・検討をもとに最終段階として輸入炭を鉄道貨車に積み込むための1つの輸送手段と石炭ターミナル駅及び実施機関をパキスタン側が決定するために必要な助言を行い、結論を得る

3) 最終段階

(ア) 選定された石炭ターミナル駅の石炭ストックヤードの必要性とその規模の確認

(イ) プロジェクト実施と運営・維持管理計画の構築に係るパキスタン側に対する助言・策定支援

選定された石炭輸送手段に対して以下について検討する

① 選定された石炭輸送手段における石炭荷揚げターミナルの石炭ヤードから石炭ターミナル駅間のルートの検討

② 選定された石炭ターミナル駅について、選定された輸送手段を踏ました上で、以下の検討をする

- 石炭ターミナル駅のレイアウト
- 石炭ターミナル駅からパキスタン鉄道本線への連絡計画
- Bin Qasim 駅が石炭ターミナル駅として選定された場合は、Bin Qasim 駅の改良計画

③ 下記項目の予備的設計を行うためのパキスタン側に対する助言・策定支援

※以下のうち、石炭ストックヤード及び石炭積込設備の設計には、パキスタン鉄道が調達中の石炭輸送貨車のタイプや車両数、調達時期を考慮すること。

- 選定された輸送手段における石炭輸送設備
 - 石炭ターミナル駅での鉄道貨車への石炭積込設備
 - 石炭ターミナル駅の石炭ストックヤードおよび石炭ストックヤードと積み込み設備間の石炭輸送システム
 - 石炭ターミナル駅と石炭ストックヤードおよび石炭積み込み設備間の線路計画
 - 信号・通信・鉄道貨車計量施設などを含む石炭ターミナル駅設備
 - Bin Qasim 駅が終端点として選定された場合、配線計画と信号施設を含む Bin Qasim 駅の改良計画
- ④ 建設、施設運転、維持保守計画の予備的検討、設備の運転・保守に必要な熟練労働者の確保の可能性や訓練計画、保守設備などについても検討する
- ⑤ 実施スケジュールの検討
- ⑥ 概略費用の積算
- ⑦ 石炭荷揚げターミナルから鉄道貨車への積込までの石炭輸送・取扱い料金の検討
- (ウ) 以下に示す実施体制の検討と適切なプロジェクト実施体制に係るパキスタン側に対する助言
- ① 選定された石炭荷揚げターミナルと石炭ターミナル駅の積込設備、連絡設備、および石炭ターミナル駅建設の実施機関の提案
 - ② 労働者の管理も含めた上記施設/設備の運営・維持管理の責任/担当機関の提案
 - ③ 上記②及び③をもとに、プロジェクト実施及び運営・維持管理に関し、必要な許認可の種類・取得元・取得手続きを確認
- (エ) 環境社会配慮計画の策定支援
- ① パキスタン国内法及び規則に従って、EIA、IEE 及び LARAP 等、事業実施に必要な環境社会配慮文書作成に必要な助言及び策定支援を行う
- (オ) プロジェクト評価
- ① 選定された石炭荷揚げターミナル、輸送手段、石炭ターミナル駅を前提とする接続事業実施に係る EIRR 及び FIRR の算出についての助言
 - ② EIRR と FIRR の分析では選定された石炭ターミナル駅の建設・運営維持管理に係るあらゆるコストを含む
 - ③ EIRR と FIRR の分析には、石炭荷揚げターミナルの建設・運営維持管理のコスト、石炭ターミナル駅での鉄道貨車への石炭積込後の鉄道輸送コストは含まれない
 - ④ EIRR と FIRR の算出に当たってのその他前提条件については、機構及びパキスタン側と摺合せを行う

7. 成果品等

(1) 業務報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は以下4) ファイナルレポートとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の背景、業務の目的、業務の実施方針、業務の内容と実施方法、作業計画、業務従事者の構成と各従事者の担当作業及び作業期間、最終報告書目次案

部数：和文 5 部、英文 5 部、電子ファイル

提出時期：2015 年 11 月下旬

2) インテリムレポート

記載事項：第 1 次現地業務までの全ての業務結果（石炭荷揚げターミナルの選定結果含む）、第 2 次現地業務以降の業務方針（「6. 業務の内容」(2)2) 記載の比較・検討事項の概要含む）

留意点：MoPS にインテリムレポートを提出し、コメントを求める（MoPS からは 4 週間後を目途にコメントを受領すること）。

部数：和文 5 部、英文 5 部、電子ファイル

提出時期：2016 年 2 月初旬

3) ドラフトファイナルレポート

記載事項：第 2 次現地業務までの全ての業務結果（輸送手段、石炭ターミナル駅及び実施機関の選定結果含む）、第 3 次現地業務以降の業務方針

留意点：MoPS にドラフトファイナルレポートを提出し、コメントを求める（MoPS からは 2 週間後を目途にコメントを受領すること）。

部数：和文 5 部、英文部、電子ファイル

提出時期：2016 年 5 月初旬

4) ファイナルレポート

記載事項：機構のコメントを踏まえた第 3 次現地業務までの全ての業務結果

部数：和文 5 部、英文 15 部、電子ファイル（CD-ROM 5 部）

提出時期：2016 年 6 月初旬

（2） 報告書の作成・印刷仕様

ファイナルレポート以外の報告書の仕様は、A4 版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。ファイナルレポートの仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014 年 11 月）」に基づき作成するものとする。（当ガイドラインは機構ホームページ 調達情報 関連規程・ガイドライン等参照のこと。）

（3） 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、機構様式による収集資料リストを付した上で業務終了後、機構に提出する。

（4） その他提出物

ア 議事録等

パキスタン政府との各業務報告書説明・協議にかかる議事録（M/M）を作成し、機構に速やかに提出する。また、機構及び業務従事者が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容

等をとりまとめ、終了後 3 営業日程度のうちに機構に提出すること。機構パキスタン事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、5 日前までに配布資料（各報告書の和文要約を含む）を機構に提出すること。

イ 業務報告書

機構の規定により、業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 15 日までに機構に提出する。

ウ 先方政府への提出書類

パキスタン政府への提出文書は、その写しを機構（現地業務の場合は機構パキスタン事務所長も含む）に速やかに提出する。

エ その他

上記の提出物のほかに、機構が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(5) 報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語については当該分野の専門性を有するネイティブ・スピーカーによるチェックを十分に行い、読みやすいものとすること。
- 2) 報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- 3) パキスタン政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付する。その他、機構が必要と認めたものについても添付する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

業務は2015年11月下旬より開始し、2016年6月下旬の終了を目指とする。2016年6月上旬までにファイナルレポートを作成、提出する。

暦年 月	2016								
	11	12	1	2	3	4	5	6	
現地作業									
国内作業									
報告書	ICR	▲			▲ITR		DFR	▲FR	▲

ICR: Inception Report, ITR : Interim Report, DFR: Draft Final Report, FR: Final Report

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

業務量の目途は15.13M/Mとするが、効率的、かつ効果的な実施方法をプロポーザルにおいて提案すること。

(2) 業務従事者の構成

本業務には、下記の分野を担当する団員の参加を想定している。なお、分野の変更・追加または統合・分離を提案する場合はプロポーザルに理由を明記すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これと異なる格付けを提案することを認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- (1) 総括/鉄道計画(2号)
- (2) 石炭荷役設備計画・設計(3号)
- (3) 鉄道信号・通信/配電計画(3号)
- (4) 石炭火力発電所計画及び輸入炭需要予測
- (5) 土木・施設設計
- (6) 施工計画・積算・経済財務分析
- (7) 環境社会配慮
- (8) 業務調整/鉄道計画補助

3. 相手国の便宜供与

本業務実施にあたり、機構南アジア部から主な業務対象機関へ業務内容・実施スケジュールを通知し、業務協力を依頼するとともに、機構パキスタン事務所が関係諸機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な業務実施のための支援を行うものとする。

4. 参考資料

- (1) パキスタン国 カラチ環状鉄道復旧整備事業準備調査(II) (2013年、JICA)
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12088365.pdf
- (2) パキスタン国 タール炭田開発支援に向けた情報収集・確認調査報告書 (2013年、JICA)
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12113213_01.pdf
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12113213_02.pdf
- (3) パキスタン国 電力セクター改革にかかる情報収集・確認調査報告書 (2014年、JICA)
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12149944.pdf
- (4) Reports and Recommendations of the President: Jamshoro Power Generation Project (2013年、ADB)
<http://www.adb.org/projects/documents/jamshoro-power-generation-project-rrp>

5. 現地再委託

現地再委託を可としている以下の項目については、業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施できる。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名及び現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

- (1) 建設候補地の地形測量
- (2) 建設候補地の地質・土質調査（ボーリング）
- (3) 環境社会配慮計画策定の実施補助

なお、上記業務にかかる経費については、全て別見積りとする。

6. 安全管理

- (1) パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線LAN接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。
- (2) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合においても、緊急事態への対応が適切にとられるよう必要な策を講じた契約を行うこと。
- (3) 現地での調査実施に当たっては在パキスタン国日本大使館（必要に応じて、在カラチ日本領事館）、機構パキスタン事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策については機構パキスタン事務所の指示に従うこと。
- (4) 現地作業中における安全管理体制について現地での体制に加えて、日本国内からの支援体制についてもプロポーザルに記載すること。
- (5) 宿舎については機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては機構パキスタン事

務所の指示に従い、必要な措置を講じること。

(6) シンド州内で活動を行う際は、以下の安全対策措置を講じることになっているため、必要経費を見積書に計上すること。なお、本措置にかかる経費は別見積もりとする。

【カラチ市内】

- ア. セキュリティ会社からの武装警護を雇用し、車輌に同乗させる。
- イ. 使用する車輌はすべてランドクルーザータイプのものとする。

【シンド州内（カラチ市内及びハイデラバード市内を除く）】

- ア. 移動・活動に当たっては警察の同行が必要。
- イ. 使用する車輌はすべてランドクルーザータイプのものとする。

7. 一般管理費等の加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言いがたい地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等の率について 10%を上限として加算できるものとする。(イスラマバード市・アボダバード市を含むパキスタン全土における現地業務及び国内作業全体に係る一般管理費等について加算可とする。)

以 上

